

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
する)

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

目 次

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十四万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に十九万円(現行十五万円)を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする(附則第五条関係)

二 不動産取得税に関する事項

1 農地保有合理化法人が、土地改良法等に基づく創設農用地

換地を取得し、当該取得に係る不動産取得税について、その

納税義務の免除措置等を受けようとする場合の申告手続等に

ついて必要な事項を定めることとした。(第六十八條の十四、

第六十八條の十五関係)

2 住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成七年六

月三十日(現行平成四年六月三十日)まで延長することとし

た。(附則第二十条関係)

三 自動車税に関する事項

1 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合しないディーゼル

トラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録

を受けた者が当該自動車に代わるものとして取得した昭和六

十三年自動車排出ガス規制又は平成元年自動車排出ガス規制

に適合するトラック又はバスに係る税率の特例措置を廃止す

ることとした。(附則第二十二條関係)

2 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルト

ラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録を

受けた者が当該自動車に代わるものとして取得した昭和六十

三年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバス

に対して課する自動車税の税率は、平成四年度分及び平成五

年度分の自動車税に限り、本則税率の二分の一とすること

した。(附則第二十二條関係)

3 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成

五年度まで(現行平成三年度まで)延長することとした。(

附則第二十二條関係)

四 自動車取得税に関する事項

1 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合しないディーゼルトラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録を受けた者が当該自動車に代わるものとして取得した昭和六十三年自動車排出ガス規制又は平成元年自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスの取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二十四条関係)

2 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録を受けた者が当該自動車に代わるものとして取得した昭和六十二年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、現行税率から百分の一を控除した率とする(附則第二十四条関係)

3 平成五年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得(2の特例措置の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次に掲げる期間に行われたときに限り、現行税率から当該期間の区分に応じそれぞれに掲げる率を控除した率とすることとした。(附則第二十四条関係)

期 間	率
平成四年四月一日から平成五年九月三十日まで	百分の一
平成五年十月一日から平成六年二月二十八日まで	百分の〇・一

4 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者が取得する一定の一般乗合用のバス等の取得に係る非課税措置の適用期限を平成六年三月三十一日(現行平成四年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二十四条関係)

5 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成六年三月三十一日(現行平成四年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二十四条関係)

五 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の十四の見出し中「土地改良区」を「土地改良区等」に改め、同条中「第七十三条の二十七の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第六十八条の十五の見出し中「土地改良区」を「土地改良区等」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十七の七第二項」を「第七十三条の二十七の七第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第七十三条の二十七の七第二項」を「第七十三条の二十七の七第三項」に改める。

附則第五条中「十五万円」を「十九万円」に改める。

附則第二十条中「平成四年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則第二十二條第一項中「平成三年度分及び」を削り、「平成三年度分」を「同年度分及び平成五年度分」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「本条及び第二十四条第四項」を「本条並びに附則第二十四條第四項及び第五項」に、「適合する自動車で法附則第十二條の三第三

項の自治省令」を「適合する自動車又は道路運送車両法第四十一条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、法附則第十二條の三第三項の政令」に、「本項及び第二十四条第四項」を「本項」に、「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車」を「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車等」に、「適合しない自動車で法附則第十二條の三第三項の自治省令で定めるもの」を「適合する自動車で法附則第十二條の三第三項の政令で定めるもの(次項及び第四項において「昭和五十四年自動車排出ガス規制適合車」という。))」に、「同項」を「法附則第十二條の三第三項」に改め、「取得した場合」の下に「(法附則第十二條の三第三項の自治省令で定める場合を除く。)」を加え、「平成二年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項中「適合する自動車で法附則第十二條の三

第五項の自治省令」を「適合する自動車、同条の規定により平成四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、法附則第十二條の三第五項の政令」に改め、「及び第二十四条第四項」を削り、「平成元年自動車排出ガス規制適合車」を「平成元年自動車排出ガス規制適合車等」に、「道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で法附則第十二條の三第五項の自治省令で定めるもの」を「昭和五十四年自動車排出ガス規制適合車」に、「同項」を「法附則第十二條の三第五項」に改め、「取得した場合」の下に「(法附則第十二條の三第五項の自治省令で定める場合を除く。)」を加え、「平成二年度分及び平

成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第十二条の三第七項の政令で定めるもの（以下本項において「平成二年自動車排出ガス規制適合車」という。）に対して課する自動車税の税率は、昭和五十四年自動車排出ガス規制適合車につき法附則第十二条の三第七項の自治省令で定める期間内に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成二年自動車排出ガス規制適合車を取得した場合（法附則第十二条の三第七項の自治省令で定める場合を除く。）には、当該平成二年自動車排出ガス規制適合車に対し当該取得した者に課する平成四年度分及び平成五年度分の自動車税に限り、第一百十条の規定にかかわらず、一台について、同条に定める額に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、当該二分の一を乗じて得た額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附則第二十四条第一項及び第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車又は平成元年自動車排出ガス規制適合車の取得」を「道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第四項の政令で定めるもの（以下本項において「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車等」という。）の取得」に、「適合しない自動車で法附則

第三十二条第四項の自治省令」を「適合する自動車で法附則第三十二条第四項の政令」に、「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車又は平成元年自動車排出ガス規制適合車を取得した場合」を「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車等を取得した場合（法附則第三十二条第四項の自治省令で定める場合を除く。）」に、「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 道路運送車両法第四十一条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第五項の政令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 平成四年四月一日から平成五年九月三十日まで 百分の一
- 二 平成五年十月一日から平成六年二月二十八日まで 百分の〇・一

附 則

(施行期日)
 第一条 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
 (個人の県民税に関する経過措置)
 第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）

附則第五条の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新条例附則第二十二条の規定は、平成四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十二条第二項から第四項までの規定は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例第二十四条第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。